

刈払機・チェーンソー講習会及び出張講習のご案内

林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部

刈払機については、刈払機作業の安全を確保するため、厚生労働省では、安全衛生教育実施要領（平成12年2月16日基発第66号）により安全衛生教育の推進を指導しています。

チェーンソーについては、チェーンソーを用いて、伐木、造材等の業務に従事する者は、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則36条において、その従事する業務に関する安全と衛生のための特別教育を受けなければならないと定められています。

当支部では、これらの安全衛生教育及び特別教育を定められたカリキュラムに基づいて実施し、講習修了者には、修了証を交付して安全衛生教育等の修了者であることを証明しております。

(講習科目及び時間)

○刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育(刈払機講習) 1日間

区分	講習科目	時間
学科(5時間)	1 刈払機に関する知識	1.0
	2 刈払機を使用する作業に関する知識	1.0
	3 刈払機の点検及び整備に関する知識	0.5
	4 振動障害及びその予防に関する知識	2.0
	5 関係法令	0.5
実技(1時間)	1 刈払機の作業等	1.0

○伐木等の業務に係る特別教育(チェーンソー講習) 3日間(実質2日半)

区分	講習科目	時間
学科(9時間)	1 伐木作業に関する知識	4.0
	2 チェーンソーに関する知識	2.0
	3 振動障害及びその予防に関する知識	2.0
	4 関係法令	1.0
実技(9時間)	1 伐木の方法	5.0
	2 チェーンソーの操作	2.0
	3 チェーンソーの点検整備	2.0

○受講料(テキスト代、税込み)

- ・刈払機講習 11,000円(当支部会員 8,800円)
- ・チェーンソー講習 20,900円(" 18,700円)

●「出張講習」

※ 当支部では、年間計画により各地区で講習会を開催していますが、10数名程度以上まとまれば、希望される日時・場所での「出張講習」を行っています。
希望される事業体等は、当支部に電話又はメールで相談してください。

○ホームページ URL : <http://www.kagoshima-kenmokuren.jp/prevention/>

林業・木材製造業労働災害防止協会 鹿児島県支部
Tel 099-267-5681 FAX 099-267-2407
E-mail : info@k-wood.com